

# 埼玉県企業局総合評価審査委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 埼玉県企業局が発注する工事及び工事に係る委託に関し、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、埼玉県企業局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (委員会の事務)

第2条 委員会は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき埼玉県企業局が行う総合評価方式に関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 落札者決定基準（評価の方法や落札者の決定方法）について、意見を述べること。
- (2) 埼玉県企業局総合評価審査小委員会（以下「小委員会」という。）の審査事項等に関し報告を受けること。
- (3) 必要に応じ高度な技術等を含む技術提案の評価・審査、その他、必要と認める事項について、意見を述べること。

## (委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）と発注者のうちから、公営企業管理者が選任した委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の内から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときには、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会に、専門の部門に関して意見の聴取等の必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識経験を有する者を公営企業管理者が選任する。

## (委員等の任期等)

第4条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の任期は2年以内とする。

- 2 委員等は、再任されることができる。
- 3 委員等の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 4 委員のうち、行政分野の者でその職をもって委員となるものは、代理人をたてることができる。

## (委員会の開催)

第5条 委員会は、企業局長が招集し、毎年度2回程度開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会は原則非公開とする。ただし、委員会が公開する旨を決定した場合は、この限りではない。

(小委員会)

第6条 委員会に、小委員会を置く。事務、構成及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(委員の除斥)

第7条 委員等は第2条(3)の事務のうち、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、企業局財務課に置き、関係部局の協力を得て行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成26年 7月 8日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成26年11月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年 7月31日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年 9月 3日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成31年 1月 4日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 元年 7月 9日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 2年 7月21日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。